

ロンドン事務所

【クイーンズ・スピーチで政府法案発表】英国

11月中旬、国会会期の開始を告げる毎年恒例¹の国会開会式が開かれ、クイーンズ・スピーチ（女王演説）も行われた。クイーンズ・スピーチは、当該会期中に国会で審議される政府法案のリストを元首（女王または国王。元首が男性の場合は「キングス・スピーチ」と呼ばれる）が読み上げる伝統儀式で、16世紀には既に行われていたものである。

国会開会式は、極めて儀式化された式典であり、まずは、王室護衛兵が議事堂の地下室に不審物がないかどうか点検することから始まる。これは、1605年にカトリック教徒のガイ・フォークスが、英国国教会信者の国王ジェームズ1世とその重臣の暗殺を企て、議事堂の地下室に火薬を隠すという「火薬陰謀事件」が発生して以来、慣習として続いている。更には、元首が議会から無事に戻ることを保証するため、議員の1人をバッキンガム宮殿に拘留するという慣習まである。

クイーンズ・スピーチは、女王が上院の玉座から読み上げる。1642年、時の国王チャールズ1世が、国会開会式中に下院議場へ入り、下院議員5人を逮捕しようとした事件以降、元首が下院議場に入ることは禁止されている。このため、下院議員は、上院の議場に整列して女王の演説を聞かなければならない。エリザベス2世が、過去54年間の治世中、クイーンズ・スピーチを読み上げることができなかったのは、懐妊中だった1959年と1963年の2回だけである。ブレア労働党政権1年目の1997年には、上院の世襲議員から議員資格を剥奪するとの法案を女王が読み上げた際、これに反対する上院議員が演説を妨害するという騒ぎもあった。

前述のように、クイーンズ・スピーチの主目的は、当該会期に国会で審議される政府法案を読み上げることである。演説原稿は女王ではなく、内閣に代わって上級官僚（恐らく内閣府長官²）が執筆している。今回は、ブレア政権下で最後のクイーンズ・スピーチであり³、そのためにより重要な意味を持つと言われている。

今回のクイーンズ・スピーチで発表されたのは、26の法案（うち4つは、現時点では草案の段階）と、前会期から持ち越された法案が3つであった。下記に、地方自治関連の法案とその内容を挙げる。

¹ 国会開会式は、例年11月に行われるが、総選挙後のため国会が解散した年は、選挙後に行われる。

² Cabinet Secretary

³ ブレア首相は今年9月、「1年以内に辞職する」旨を発表した。

- ・ 「地方自治法案 (Local Government Bill)」 — 今年 10 月発表の「地方自治白書」に盛り込まれた提案の立法化を目指す。
- ・ 「高等教育・職業技術訓練法案 (Further Education and Training Bill)」 — 最近発行された、「職業技術白書」に盛り込まれた提案の立法化を目指す。イングランド内 47 ヶ所にオフィスを持つ「学習・職業技術委員会 (Learning and Skills Council)」を、地方を基礎にしたシステムに移行する。
- ・ 「犯罪者管理法案 (Offender Management Bill)」 — 「国家犯罪者管理サービス」を新設し、保護観察サービスは、官、民、ボランティア部門から内務省が選んだパートナーに地域ベースで運営させる。
- ・ 「刑事司法法案 (Criminal Justice Bill)」 — 地域コミュニティでの反社会的行動への取り組みについて、地方自治体により大きな権限を与える。
- ・ 「道路交通法案 (草案) (Road Transport Bill (Draft))」 — 全国的な道路課金制度を新たに整備し、地方自治体が地域ごとの道路課金制度のパイロットスキームを実施する。また、特にバス事業に関し、「旅客輸送局 (Passenger Transport Authorities, PTAs)」⁴の権限を拡大する。
- ・ 「バス運賃補助法案 (Concessionary Bus Travel Bill)」 — 2008 年 4 月より、高齢者と身体障害者のバス料金をオフピーク時に限り全国で無料化する。
- ・ 「ロンドン市法案 (Greater London Authority Bill)」 — 政府が今年 7 月に発表した、ロンドン市長の権限拡大案の立法化を目指す。特にロンドンの都市計画に関する権限を拡大する。
- ・ 「福祉改革法案 (Welfare Reform Bill)」 — 失業者や低所得者に地方自治体から支払われる住宅手当「ハウジング・ベネフィット」を改革する。前会期から持ち越された法案。

都市計画については、来年、財務省主導による都市計画と交通政策に関する 2 つの見直し作業の結果報告に続き、白書で改革案が示される見込み。同じ頃、エネルギー白書も発表され、今後英国が、エネルギー生産のため取るべき選択肢が提案される。現在、地方自治体は、地域での原子力発電所の建設を拒否することができるため、同白書では、都市計画が重要な要素になると思われる。

なお、野党第一党保守党の調査によると、昨年クイーンズ・スピーチで発表された 30 の政府法案のうち、その後大幅に修正されたり、立法化にこぎ着けなかった法案は 13 にも上った。

(参照)

⁴ 大都市で公共交通サービスを提供する地方公共団体「旅客輸送エグゼクティブ (Passenger Transport Executive, PTE)」の執行機関。

http://www.parliament.uk/about/how/role/parliament_crown/stateopening.cfm
<http://www.lga.gov.uk/Briefing.asp?lsection=64&id=SXD477-A783E035&ccat=1157>
http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.press.release.page&obj_id=133552

【スコットランドの地方税に関する報告書発表】英国

スコットランド自治政府のアンディ・カー財政・公共サービス大臣(当時)は 2004 年 6 月、スコットランドの地方財政に関する独立の評価作業を実施すると発表した。

評価作業の目的は、スコットランド自治政府から独立した立場で地方税を評価し、結果を自治政府に報告することであった。この目的のため、「地方自治財政評価委員会 (Local Government Finance Review Committee)」が設置され、スコットランド銀行の元会長であるピーター・バート卿が責任者に任命された。その他のメンバーには、スコットランド会計委員会 (Accounts Commission) ⁵のジョン・ベイリー・グラスゴー大学客員教授、イースト・レンフレューシャー市のピーター・ダニエルズ事務総長、ローダー高等教育カレッジのジャネット・ロウ校長が加わった。

同委の委任事項は以下の通りに定められた。

様々な形態の地方税を、スコットランド自治政府が定めた検討項目に沿って検討する。この場合の「地方税」には、現行の形から改革したカウンシル・タックスも含まれる。改革の実行可能性と地方財政制度全体に対する影響、及びより幅広い意味での経済的影響などを含む、スコットランドにおける地方税制度改革のプラス面とマイナス面を見極め、地方税改革について提言する。

各地方税制度について、スコットランド自治政府が定めた検討項目は下記の通りである。

- ・ 経済および経済成長への影響
- ・ 納税者が支払いをできるかどうか／公平性
- ・ 脱税の容易さ／税徴収の容易さ
- ・ 安定性、予測可能性⁶
- ・ 税補助制度との関係

⁵ イングランドの「自治体監査委員会 (Audit Commission)」に相当するスコットランドの機関

⁶ 納税者が将来の納税額を把握できるか、地方自治体及びスコットランド自治政府が、今後の税収入を予測できるか。

- ・ 財源のバランス⁷
- ・ 柔軟性⁸
- ・ 説明責任⁹
- ・ 税徴収費用
- ・ 誰が税金徴収の責務を担うか
- ・ 新制度への移行のタイミングと、移行までの一時的措置

また、地方政府の財源として、下記の 5 つの税形態の長所を検討することも求められた。

- ・ カウンシル・タックス（現行制度と改革後の制度）
- ・ 地方所得税（地域ごとまたは国単位で設定したもの）
- ・ 土地評価税
- ・ 地方事業税
- ・ その他適切な形態の地方税

報告書発表までに同委は、様々な形態の地方税について幅広い諮問作業を行った。なお、この評価作業は、イングランドの地方自治、地方財政についてライオンズ卿が行っている調査とは関係ない¹⁰。

同委は 2006 年 11 月、スコットランド自治政府に対し、報告書「より公平な道(A Fairer Way)」を提出した。トム・マッケイブ財政・公共サービス大臣¹¹とジョージ・ライオン財政・公共サービス副大臣は、「2007 年 5 月にスコットランド議会選挙を控え、この報告書が、今後のスコットランドの地方税に関する議論の土台になる」との考えを示した。また、スコットランド自治政府は今年 6 月、公共部門改革に向けた協議書「公共サービスの変革 (Transforming Public Services)」を発表しているが、報告書はこれについても触れ、同協議を背景に評価作業が行われたことを示した。

報告書は、「スコットランドの地方自治体の収入にカウンシル・タックスが占める割合はわずか 20%で、残りの 80%は自治政府からの補助金で賄われている」とし、こうした状況に鑑みて、地方税は、地方財政全体の枠組みで検討されるべきであると指摘した。そのうえで、「地方自治体の財源に占める地方税と自治政府補助金の割合が 50% ずつとなるよう徐々に移行させるべきである。財源に占める比重が増えれば、地方税

⁷ 地方自治体の財源に占める、地方税とスコットランド自治政府からの補助金の割合。

⁸ 経済成長の変化等の様々な経済的条件や、政治的事情による課税率変更などの状況の変化に柔軟に対応できるか。

⁹ 地方税がいかにして徴収されるか、その用途、及び納税者がそれらをどう判断できるかが明確であるかどうか。

¹⁰ ライオンズ卿の調査報告書は今年 12 月に発表予定だったが、最近の報道によると、来春まで延期された。

¹¹ 2004 年 10 月、アンディ・カー氏の後任として財政・公共サービス大臣に就任。

は、その形態も含め、重要性を増すものである」と記している。

報告書はまた、地方所得税は不公平でかつ機能しないとして、代わりに、全ての家屋の資本価値の1%分を年間課税額として算出し、家屋の所有者または借家人から徴収する「地方不動産税（LPT）」を提唱した。「家屋を資産の象徴としてみなすのは妥当である」と指摘し、LPTは公平な累進課税であると主張している。なお、ノン・ドメスティック・レイト（居住用資産以外の資産に課せられる税金）については、現行制度の維持を支持した。

しかし、スコットランド自治政府のジャック・マコーネル首相は、報告書の提言を、政治的な見地から見て実行不可能であるとして即座に退け、自治政府はこれを支持しないとの姿勢を示した。スコットランド自治政府の野党¹²及びスコットランド地方自治体協議会¹³（Confederation of Scottish Local Authorities）も同様に、報告書の提案には不支持を表明している。

（参照）

<http://www.scotland.gov.uk/news/releases/2004/06/5660>

<http://www.scotland.gov.uk/News/Releases/2006/11/09085408>

<http://www.localgovernmentfinancereview.org/>

<http://news.scotsman.com/politics.cfm?id=1656942006>

【労働党の大口献金者の政界引退と電子請願システムの創設】英国

貿易・産業省（DTI）で科学・改革担当政務次官を務めていたセズベリー卿が11月10日、行政業務から引退する意思をブレア首相に伝えた。大手スーパーマーケットチェーン「セズベリーズ」のオーナー一族の一人であり、事業と慈善活動に集中したいというのがその理由であった。

セズベリー卿は、個人としては労働党の最大の献金者であり、その献金額は、1994年のブレア氏の労働党党首就任から現在まで、1600万ポンド（約35億2000万円）に達していたと推計されている。1997年の総選挙で労働党が勝利した後、上院議員に任命され、一代限りの貴族に叙せられた。科学・改革担当政務次官に就任したのは1998年7月で、8年余り同職を務めたことになる。また、労働党は今年春から、「党に融資をした者を、見返りに上院議員に推薦した」との疑惑が持たれており、警察の捜査が続けられているが、セズベリー卿は、昨年総選挙前、労働党に200万ポンド（約4億4000万円）を融資したことを明らかにしなかった件に絡み、今年7月、ロンドン警視庁の事情聴取を受けていた。引退を発表したものの、セズベリー卿は辞任後、科

¹² 現在スコットランド自治政府は、労働党と自由民主党が連立政権を組んでおり、この2党以外が野党。

¹³ スコットランドの地方自治体の利益を促進する組織。イングランドとウェールズの地方自治体協議会（LGA）に相当する。

学・技術革新の分野における各省の政策見直し作業を要請され、これを承諾した。主にブラウン財務大臣の下で業務を行うことになる。

センズベリー卿の辞任により、関連各省で幾つか異動があった。まず、センズベリー卿の業務は、DTI のマルコルム・ウィックス・エネルギー担当大臣が、科学・改革担当大臣に異動することで引き継いだ。エネルギー担当大臣は、アリストアー・ダーリング貿易・産業大臣が兼任することになったが、これは、近く発表されるエネルギー白書の重要性を反映した措置であると言われている。エネルギー白書は、原子力発電所新設の問題を含めた、今後 10 年間の英国のエネルギー政策について提案するとみられている。

労働党上院議員のトラスコット卿は、エネルギー担当政務次官¹⁴に任命され、今後、上院で DTI 関連の質問に答えることになる。また、政府はこれを機に、環境・食糧・農村問題省で政務次官を務めていたベン・ブラッドショー氏を閣外大臣に昇進させた。担当分野は、地域の環境、海洋問題、動物保護である。

11 月にはまた、インターネットで首相宛の請願書の作成、署名集め、送付を行うことができる画期的な「電子請願システム (E-Petition)」を首相官邸が開始するというニュースもあった。これまでも、あらゆる問題に関して首相に請願書を送ることは可能だったが、紙の請願書のみが認められており、請願者にとっては、署名集めや送付などは面倒な作業でもあった。

「電子請願システム」では、英国の住民なら誰でも、首相官邸のウェブサイト内に設置された専用ページ (<http://petitions.pm.gov.uk/>) 上で請願書を作成することができる。請願書はこのページから閲覧可能で、オンラインで署名もできる。インターネットを利用することで、紙の請願書よりも、より多くの人々が閲覧・署名できるという利点がある。

請願者が指定した「請願期間」が終了したら、首相官邸は、当該事項について、政府としての公式な返答を通知しなければならない。返答は、請願者と署名をした人全員に、電子メールで送られる。「電子請願システム」のウェブサイト管理者は、作成された全ての請願をチェックし、他人への誹謗中傷に当たるもの、特定の政党を支持するもの、猥褻な内容のものは却下できる。これまで却下されたのは 31 件¹⁵。ブレア首相の辞任を要求する請願は認められた。

12 月中旬の時点で最も多くの署名を集めている請願は、道路課金制度と衛星利用の車両監視システムの導入反対を訴えるもの。そのほかに署名が多いのは、「キツネ狩り禁止法撤廃」「身分証明書 (ID カード) 導入反対」「潜水艦発射弾道核ミサイル・トライデントの後継ミサイル導入反対」「2003 年にマンチェスターで勤務中に刺殺され

¹⁴ 政務次官は、有給のポストと無給のポストがあるが、これは無給。

¹⁵ 2006 年 12 月 13 日現在。

た警官へのジョージ十字勲章授与」を訴える請願などである。

政府は、このシステムの導入により、より透明性の高い政府を実現するとともに、政治に対する市民の意識向上と市民の政治参加を促進することができるとしている。なお、同システムを運営しているのは、「マイソサエティー (mySociety)」という慈善団体である。同団体は、国会議員の国会での過去の投票実績や議員手当請求状況等のデータを掲載したウェブサイト「TheyWorkForYou.com」の運営も行っている。

(参照)

<http://www.pm.gov.uk/output/Page10403.asp>

<http://www.pm.gov.uk/output/Page10404.asp>

<http://petitions.pm.gov.uk/>

【フライブルク市民は市営住宅の売却を却下】ドイツ

2006年12月12日に、フライブルク市で住民投票が行われた。フライブルク市は人口21万人ほどの、「黒い森」の南西部に位置する環境政策が進んでいることで世界的にも有名な都市である。今回の住民投票では、市営住宅を売却することが問われていた。市議会は7月18日に緑の党・若いフライブルク (Die Grünen/Junges Freiburg) とキリスト教民主同盟 (CDU) の賛成により8500戸ある市営住宅のうち7500戸を売却することを議決した。売却によって得られる5.1億ユーロの資金によって市が抱えている3.7億の赤字をすべて返済できるという提案であった。しかし、市議会内の社会民主党 (SPD) 議員からは強い反対があった上、市民の間にも異議を唱える声が多かった。6月に市長 (緑の党) によりその提案が公にされ、議論が始まった。議会の決議の前にも、住民投票を呼びかける市民運動が設立され、住民投票のために必要な署名が早くも集まり始めた。フライブルク市が位置するバーデン・ヴュルテンベルク州の地方自治法により、住民投票を呼びかけるためには有権者の10%の署名が必要で、フライブルク市の場合は、14,922人分の署名を意味する。7月に住民投票請願が市議会に提出された時には2万3000人以上の署名があったため、市議会は請願を受け、住民投票を11月12日に設定した。その決定は、売却に賛成する議決と同じ日となった。

住民投票の投票率は、39.9%であった。州の地方自治法によれば住民投票結果を有効とするためには、投票率が25%を超えなければならないが、この投票ではその条件が満たされることとなった。41,579票 (70.5%) は売却に反対、17,419票 (29.5%) は賛成であった。結果としては、議会の「売却決議」は無効となり、その上これから3年の間には市営住宅の売却ができないこととなった。

市長と売却に賛成した市議員にとっては、大きな敗北である。市長は住民投票の結果を受け、市の財政状況を改善する他の方法がないため、州の直接管理の下に置かれ

る可能性が高いと発表した。また、この出来事は、「ある都市でできたからと言って、必ずしも他の都市でできるとは限らない」というドイツの地方自治の多様性を示している。ドレスデン市では、今年3月に大規模な市営住宅の売却が成立した（3月のメールニュースを参照）のに対し、フライブルク市ではこの試みが失敗に終わった。

住民投票後にも売却反対・賛成の議論が、メディアやネット上で続いた。市の財政状況をどう改善するかは緊急の課題であり、投票時点で市の財政赤字は、3.7億ユーロに上っていた。最後の市の大型投資は、1996年にオープンしたコンサート・ホール兼会議施設で、その当ても建設の是非を問う住民投票が行われたが、最低投票率に達成しなかったため、市は反対の声を無視し、建設にこぎつけた。現在ではその施設が市民の間にかかなりの人気を誇っているにも関わらず、財政的な負担となっていることは確かである。

住民投票のほぼ2週間後に市の財政状況について良いニュースがあった。バーデン・ヴュルテンベルク州が、市町村に対する補助金を増額することを明らかにした。これは、今年度の連邦税が増収になったことから、連邦から州への財源移譲が増え、州はその一部を市町村に交付することになったもの。その上、バーデン・ヴュルテンベルク州が、州間の財政調整に支払う負担も減少した。この新しい状況を考慮して計算すると、フライブルク市の財政赤字は2,600万ユーロに縮小する。

赤字の減少は改善と言えるが、それは市の独自の努力ではなく、国と州の状況改善から生じたことである上、少なくともはなつたが、依然として赤字が残っているため、新たな投資は難しい状況にある。将来的には、市が効率改善と経費節減に絶えずに努力する必要がある。

(参照)

Die Süddeutsche Zeitung im Internet, “Bürgerentscheid: Freiburg darf Wohnungen nicht verkaufen” :

<http://www.sueddeutsche.de/,polm3/deutschland/artikel/378/91287/>

Stadt Freiburg, “Pressemitteilung: Nach Ergebnis des Bürgerentscheids: Verwaltung verfügt Einstellungsstopp bis auf Weiteres”

http://www.bis.freiburg.de/1/100/10001/presstext.php?usehistory=yes&news_id=19713&rubrik_id=35

“Pressemitteilung: Nach aktuellen Zahlen des Finanzministeriums vom 28. November über höhere Zuweisungen deutliche Verbesserung der Haushaltslage”

http://www.bis.freiburg.de/1/100/10001/presstext.php?usehistory=yes&news_id=19726&rubrik_id=35

“Beschlussvorlage Gemeinderatssitzung 18.7.06 – Bürgerbegehren”

http://www.stadtverwaltung.freiburg.de/servlet/PB/show/1157467/Vorlage_und_Beschluss_TOP5_100706.pdf

【土地利用を循環型制度に】ドイツ

ドイツでは現在、毎日140のサッカー場に相当する土地が新しく開発されている。しかし、人口は減少傾向にあり、その人口で同じ面積を利用することとなれば、今より少ない人々がすでに存在するインフラを利用することになり、道路や施設などのインフラの機能や価値を維持するには、継続的な投資が必要である。地方自治体の財政が圧迫されている今、このような投資を維持し、土地の開発を抑えながら同時に再開発に力を入れることという困難な状況をいかに克服するかが大きな課題である。11月中旬に発表された3年間にわたる研究がそれに答えようとしている。その研究では「循環型土地利用管理制度」(Flächenkreislaufwirtschaft)という概念を提案し、その制度下で、すでに存在する政策に新しい規制や政策を加え、土地の新規開発を抑制すると同時に、都市開発をより中心部に集中させることを目指すこととしている。循環型土地利用管理制度の基本原則は、すでに過去に利用されていた土地を引き続き利用することで、未開発の土地を自然のままに残すことである。

この研究は、連邦交通・建設・都市開発省(BMVBS)と連邦建設・地域計画庁(BBR)から委託され、ドイツ都市研究所(DIFU)が民間のパートナーと地方自治体の専門家の協力を得て、3年間続けられたものである。専門家を派遣した地方自治体やいくつかの自治体から構成される都市計画地域は、シュトゥットガルト都市圏、メルン圏、南ライン川にあるラインヘッセン・ナヘ都市計画地域、そして北テューリングン都市計画地域であった。研究者と地方自治体の専門家は、未開発土地の開発を2020年までに一日に30ヘクタールに縮小する戦略と方法を考案した。

研究では、50以上の政策の再検討、さまざまなシナリオの設定が行われた結果、「利用抑制・再利用・相殺」を基本とする循環型土地利用管理制度が生まれた。ドイツでは1996年に「循環経済・廃棄物法」が制定され、廃棄物の分野ではすでに循環型経済への動きが進んでいるのと同じように、土地利用に関しても持続的な発展を可能にする循環制度を目指している。したがって、都市開発は、開発される土地が増えるばかりということではなく、これからは都市と住民のために再利用や都市部に集中する再開発に変身させるということある。循環型土地利用管理制度により、過去に利用された土地の再開発、またはすでに利用されている土地の効率を引き上げ、未開発の土地の利用に対して厳しい条件を設定することである。そのためには、すでに存在する都市計画、法律および経済的な手段を適用する上で、新たな政策を策定することも多少必要となる。具体的には、人口が増加傾向にある都市では、郊外の緑地を保護し、未開発の緑地の開発には厳しい条件を設定し、必要に応じて中心部にある非開発の隙間土地や遺棄された廃墟を再開発するとともに、オフィス街や住宅地の密度を高めることが必要である。他方、人口が減少傾向にある都市では、利用されない施設や住宅を

緑地に戻し、都心の密度を高めることで市民の利便性を上げるなど、循環型土地利用制度ではさまざまな都市と地方の異なるニーズに対応することができる。

この目標を2020年までに達成するためには、都市計画上と法律上の枠組みを補強する財政的な政策が必要であると研究者が強調している。例えとしては、開発計画の承認による地価価値の上昇分に対する負担金、または地方自治体の財政調整補助金の交付に関して、都心の再開発事業を優遇する措置などが考えられる。また、公有の土地を管理し、利用と売却を担当する「土地基金」の拡充が進められている。

(参照)

Deutsches Institut für Urbanistik Pressemitteilung, „ Weniger Flächen verbrauchen und gleichzeitig die Haushalte entlasten “:

<http://www.difu.de/presse/>

Umweltbundesamt, „ Bauen ohne neuen Flächenverbrauch: Bodennutzung im Bestand “;

<http://www.umweltbundesamt.de/atlast/web1/berichte/gwiese/gwiese07.htm>